

船舶事故調査報告書

平成25年6月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成24年8月24日 02時00分ごろ
発生場所	北海道根室市納沙布岬 ^{のきつぶ} 東北東方沖 納沙布岬灯台から真方位079°89海里付近 (概位 北緯43°40.0′ 東経147°50.0′)
事故調査の経過	平成24年8月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二十六 ^{よしえい} 嘉栄丸、7.3トン HK2-20371（漁船登録番号）、個人所有 11.94m (Lr) × 3.01m × 0.98m、FRP ディーゼル機関、450kW（動力漁船登録票による）、平成12年11月21日
乗組員等に関する情報	船長 男性 36歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成6年8月12日 免許証交付日 平成20年12月2日 (平成26年8月11日まで有効)
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長ほか甲板員3人が乗り組み、納沙布岬東北東方沖においてさんま棒受け網を揚網中、前部甲板左舷側で揚網作業をしていた船長が、平成24年8月24日02時00分ごろ、網をつかんだ右手をサイドローラー（海中にある網を甲板上に引き揚げるのを補助する漁ろう機械であり、左舷側ブルワーク上端に舷側に沿って設置された表面にゴム素材が張られた円柱状の回転体）に巻き込まれ、右腕がサイドローラーとブルワーク上端の間隙に右肩付近まで挟まれた。 船長の横にいた甲板員は、すぐに左舷中央付近にあるサイドローラー操作ハンドルでサイドローラーを停止し、逆回転させて船長の右腕を抜いた。 船長は、本事故発生を僚船に連絡し、同船が海上保安庁に救助を依頼して来援した巡視船で根室市根室港へ搬送されたのち、救急車で北

	<p>海道釧路市内の病院に搬送された。</p> <p>船長は、右腕を骨折した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1m</p>
その他の事項	<p>船長は、漁ろう経験が長く、回転するサイドローラーの危険性を十分に認識していた。</p> <p>船長は、本事故発生当時、何気なく、右手で揚網中の網をつかんでいた。</p> <p>船長は、合羽の上下、ゴム長靴及びゴム手袋を着用していた。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>本船では、サイドローラー操作ハンドル担当の要員は置かれていなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>不明</p> <p>なし</p> <p>本船は納沙布岬東北東方沖でさんま棒受け網を揚網中、船長が、網をつかんだことから、右手をサイドローラーに巻き込まれ、右腕がサイドローラーとブルワーク上端の間隙に右肩付近まで挟まれて負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が納沙布岬東北東方沖でさんま棒受け網を揚網中、船長が、網をつかんだため、右手をサイドローラーに巻き込まれ、右腕がサイドローラーとブルワーク上端の間隙に右肩付近まで挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイドローラーで網の巻き揚げ中は、不用意に網に手を触れないこと。